

日南町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 日南町

事 業 名 : 特定地域生活排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成30年4月より一部適用予定
処理区域内人口密度		流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	農業集落排水区域以外		
浄化槽設置基数	837基(平成28年度現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集落が点在し農業集落排水施設の整備が広域となるため、個人別に合併処理浄化槽を整備していく		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	1. 一般家庭、店舗併用家庭 基本料金、使用人数加算を合計して、毎月、使用者に対し請求する。 基本料金 3,150円+(世帯人員×315円/人) 浄化槽規模(人槽)による減免措置がある。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	1. 事業所・事務所・公共施設 基本料金、使用人数加算を合計して、毎月、使用者に対し請求する。 基本料金 3,150円 使用人員 1~10人 1,575円、11~20人 4,725円、21~40人 9,450円、 41~60人 18,900円、61人以上 31,500円 浄化槽規模(人槽)による減免措置がある。 2. 飲食店・鮮魚店・理美容業 一般家庭使用料に3,675円を加算する。 浄化槽規模(人槽)による減免措置がある。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	1. 業務用に供さず日常生活を営んでいない施設 一般家庭基本料金のみ 浄化槽規模(人槽)による減免措置がある。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり)	平成25年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり)	平成25年度	3,556 円
	平成26年度	3,150 円		平成26年度	3,566 円
	平成27年度	3,150 円		平成27年度	3,596 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。(1世帯3人)

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課長を統括として、4名の職員で構成されている。 建設課長—上下水道室長—主査(1名)—副査(1名)
事業運営組織	事務分掌については、4名の職員によって上下水道(簡易水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業)を所管しており、他事業と兼務して対応している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽維持管理、水質検査、汚泥運搬等の業務について民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続することを基準としていることから指定管理者制度は活用しない。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続することを基準としていることからPFI等は活用しない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	設備投資や汚泥処分の費用対効果が少ないことから現在は利用していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	収入増加につながる資産投資について調査検討をおこなっていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

2. 経営の基本方針

○計画的な事業執行

これまでの建設整備事業による公債費償還が大きな負担であり、また年々増加する維持管理費や今後は設備更新も必要となることから、益々厳しい経営状況となっている。

中長期的な事業・財政計画を基に経営管理をおこなうことが必要である。

○効率的な事業実施

施設等のコスト削減や維持管理業務の見直しにより、効率的な事業実施に努めていく必要がある。民間委託による効率的な経営も必要に応じて取り入れていく。

○財源の確保

人口減少による収入減少が見込まれることから、施設維持に必要な財源確保のために料金改正が必要である。また、設備更新における事業債や補助金等の資金確保に

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標

投資事業については、資産状況を整理した後に投資計画に基づき実施する。

○管渠・施設等の更新

初期の処理施設の更新が必要であるが、長寿命化及び機能強化の整備計画が未定であるため計上しない。

○広域化・共同化・最適化

現状では広域化・共同化等による影響が不透明であることから計画に反映しない。

○投資の平準化

資産状況を整理した後に、投資の平準化計画を策定する予定であることから計画に反映しない。

○民間活力の活用

小規模な施設であり、民間業者の参入が困難であると考えられることから計画に反映しない。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標

安定した財源確保のため、一般会計繰入や使用料について見直しをおこなう。

○使用料収入の見直し・見直し

今後の使用料収入は減少傾向と予測されるため、経営が持続するために必要な使用料の見直しをおこなう。

○企業債

建設改良事業の財源については、事業債と過疎債を充当することとする。

○繰入金

地方債については、計画に基づいた基準内繰入を反映させる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間活力の活用
委託業務量等の経費が不透明なため、現行の委託費用で算定した。
- 職員給与費
職員定数は変更せず、過去5年間の変動率を加味して算定した。
- 動力費
過去5か年の経費増加分を加算して算定した。
- 薬品費
過去5か年の有収水量減少分を加算して算定した。
- 修繕費
過去5か年の経費増加分を加算して算定した。
- 委託料
委託業務量等の経費が不透明なため、現行の委託費用で算定した。
- その他
消費税増税に伴う増額分を加算して算定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

平成26年度から公営企業会計(一部適用)への移行に向けて調査、準備がおこなわれているが、これまで投資・財政計画について十分検討、見直しがされていなかったため将来見通しは不透明であった。また、本町は小規模な事業規模で、今後も使用人口が減少することが見込まれることから、計画策定は重要であると考えている。

法適用後は、設備等の資産調査結果を基に、設備改良の実施や料金収入の見直しなど具体的に計画に反映させていく。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	公営企業会計移行に伴う固定資産評価の結果を基に、施設・設備のアセットマネジメント検討及び投資の平準化について検討する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	小規模事業であることから、公設民営等の導入について検討は行っていない。
その他の取組	同規模自治体との設備投資状況等を比較し、改善可能な内容について調査、検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計への移行に伴い、固定資産の減価償却費用を補うための財源確保が必要となる。そのため、安定した経営が持続するために必要な料金体系を検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	現在のところ、遊休資産の活用については未検討である。
その他の取組	新規事業の実施に必要な財源確保について、補助金の活用や企業借入など経営管理が困難とならないよう財政部局と協議していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFI など)	職員数や有識者が減少している状況では、民間のノウハウを有効に活用し、効率的な経営管理ができるよう検討していく必要がある。
職員給与費に関する事項	条例に基づき給与費の執行を行っているが、浄化槽の管理委託等の効率化により人件費の抑制に努める。
修繕費に関する事項	浄化槽フロアの耐用年数が経過し、修繕・更新が必要となる。計画的な更新とあわせて設備投資の見直しを検討していく。
委託費に関する事項	浄化槽の保守管理については民間による委託管理を実施しているが、今後、料金徴収に関する一部業務についてもあわせて検討していく。
その他の取組	公営企業会計の移行に伴い経営状況の的確な把握に努め、中長期的に安定した事業経営となるよう有識者との検討を行う。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、
更新等に関する事項

毎年度、経営の進捗管理(モニタリング)を実施し4～5年毎に経営戦略の見直し(ローリング)を行う。
経営計画、投資・財政の計画と実績を比較分析し経営戦略の見直しへ反映していく。また、経営比較分析表のデータを活用し、経営の変動や同規模の自治体経営を比較分析を行うなど、今後の経営状況に活用していく。